

監第 26 号

平成 28 年 8 月 19 日

可児市長 富田 成輝 様

可児市監査委員 星野 辰吉

可児市監査委員 山田 喜弘

平成 27 年度可児市一般会計及び特別会計の財政健全化等
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、審査に付された平成 27 年度可児市一般会計及び特別会計の財政健全化・経営健全化について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 27 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定に基づき提出された健全化判断比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率		12.55%
連結実質赤字比率		17.55%
実質公債費比率	0.0%	25.0%
将来負担比率		350.0%

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 - 」を記載している。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

連結実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

実質公債費比率について

比率は 0.0% となっており、早期健全化基準の 25.0% と比較すると、これを下回り良い状態である。

将来負担比率について

特に指摘すべき事項はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率は実質赤字を解消すること、ほかの 3 つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として財政健全化計画を定めなければならない。

平成 27 年度 特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定に基づき提出された、資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計		20%
特定環境保全公共下水道事業特別会計		20%
農業集落排水事業特別会計		20%

備考 資金不足額がない場合は、「 - 」を記載している。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

経営健全化基準

経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならない。